

目次

会計基準	2
1) IFRS	
2) JGAAP	
金融関連	4
地域別経済概況	5
1) ユーロ圏経済状況の見通し	
2) アフリカ・トルコ・ロシア・カザフスタンの魅力度調査	
3) 英国経済の最新見通し	
4) オランダ魅力度調査	
国・地域別アップデート	7
1) ベルギー	
2) フランス	
3) ドイツ	
4) ポーランド	
5) ロシア	
6) オランダ	
7) 英国	
8) EU	
EY弁護士法人設立のご案内	12
Contacts	13

当ニュースレターは、原則として、EY発行のニュースレター・アラート等の一部を抜粋、加筆、編集したもの、あるいは、公的機関等で公表されている情報のサマリーです。
詳細情報については各ニュースレター等の原文をご参照いただきますようお願いいたします。原文の入手に関しましては、各国EY担当者または当ニュースレター発行元までお気軽にご連絡ください。



会計基準

1) IFRS: IASBとFASBがリースに関する共同の公開草案を公表

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2013年5月に公開草案「リース」を公表しました。本公開草案の下では、リース会計は大幅に変更されることになり、企業の財務や経営に広範な影響が及ぶ可能性があります。

本公開草案では、リースに関する収益および費用をどのように認識するかを決定するために、借手および貸手ともに、リースを分類することになります。

借手の会計処理に関しては、ほとんどのリースから生じる資産および負債の貸借対照表への認識を求める提案が行われています。また、貸手の会計処理に関しては、リースの分類に応じて大きく異なる二つの会計処理が提案されています。

IASBおよびFASBは、この公開草案に対して寄せられたコメント、ならびに5月から10月にかけて実施されたアウトリーチおよびラウンドテーブルでの意見を踏まえて再審議を行う予定です。

[公開草案「リース」\(2013年5月\)の解説 \(pdf\)](#)

2) JGAAP: ASBJが改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する他の改正会計基準等を公表

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、2013年9月13日に改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する他の改正会計基準等を公表しました。

ASBJは、企業結合に関する会計基準等について、ステップ1 とステップ2 とに区分して見直しを行うこととしており、ステップ1 については2008年12 月に完了しています。

その後、既存の差異に関連するプロジェクト項目として、ステップ2 の検討を進め、主に、IASBおよびFASBの企業結合に関する共同プロジェクト(フェーズ2)で取り上げられた論点を対象として審議が重ねられてきました。

表1(次頁)に主な改正の概要および適用時期の一覧を示しました。

なお、のれんについては、現行の償却処理を継続、子会社に対する支配を喪失した場合の残存の投資に係る会計処理については、企業結合に係る実態調査およびわが国の会計基準を取り巻く状況を踏まえて、会計処理の検討に着手する時期を判断することとされました。また、全部のれん方式の採用の可否、条件付取得対価の取扱い、企業結合に係る特定勘定の取扱い等については継続検討課題とされました。

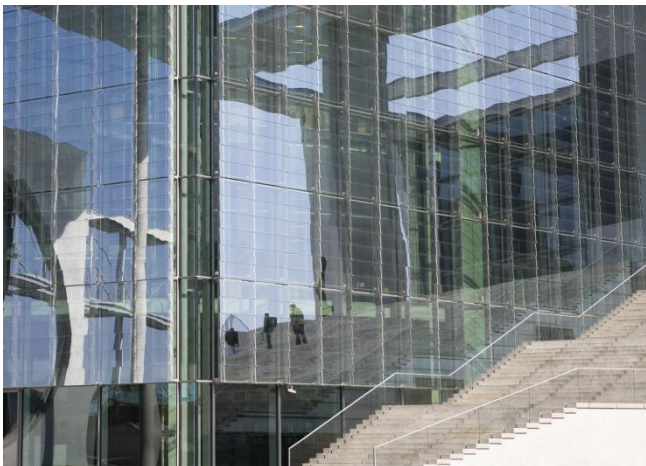


表1: 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する他の改正会計基準等の一覧

	改正の概要	早期適用しない場合	早期適用する場合(※)
①子会社株式の追加取得等	改正前の会計基準では、子会社株式を追加取得した場合や一部売却した場合のほか、子会社の時価発行増資等の場合(以下「子会社株式の追加取得等」という)には、のれんまたは負ののれんを計上もしくは、損益を計上する取引としていたが、本会計基準等では、親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上することとした。	2015年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 適用にあたっては、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金および利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、本会計基準が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。	2014年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 適用にあたっては、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金および利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。ただし、本会計基準が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。
②取得関連費用の取扱い	企業結合における取得関連費用のうち一部について、改正前の会計基準では、取得原価に含めることとしていたが、本会計基準等では、発生した事業年度の費用として処理することとした。また、主要な取得関連費用を注記により開示することとした。	同上。	同上。
③当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更	改正前の会計基準における「少数株主損益調整前当期純利益」を、本会計基準等では「当期純利益」とした。これに伴い、改正前の会計基準における「当期純利益」を、本会計基準等では「親会社株主に帰属する当期純利益」とした。 また、これまでの「少数株主持分」を「非支配株主持分」へと変更する。	2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用。 なお、当期の連結財務諸表に併せて表示されている過去の連結財務諸表の組替えを行う。	早期適用不可。
④暫定的な会計処理の取扱い	暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、改正前の会計基準では、企業結合年度に当該確定が行われたときの損益影響額を、企業結合年度の翌年度において特別損益に計上することとしていたが、本会計基準等では、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させることとした。	2015年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。 なお、2015年4月1日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、2015年4月1日以後開始する事業年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。	2014年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。 なお、2014年4月1日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、2014年4月1日以後開始する事業年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。

(※)早期適用する場合には、③の取扱いを除いてすべてを同時に適用する必要がある。

金融関連

IOSCO: 金融指標に関する最終報告書を公表

【概要】

- 証券監督者国際機構(IOSCO)は2013年7月17日に、最終報告書「金融指標に係る原則」を公表しています。本報告書は、金融市場で利用されている金融指標に関する諸原則の包括的な枠組みを提供し、本報告書の原則を通じて、指標の管理機関等に対して指針を策定することにより、指標の健全性、信頼性、監督の強化を図るものです。IOSCO は、LIBOR等の事件を踏まえ、関係する指標に関する政策上の問題を特定し、市場規制当局と特に関係する指標に関する活動のためのグローバルな政策の指針および原則を策定するため、2012年9月に金融市場の指標に関するタスクフォースを設置しています。
- 市中協議へ寄せられたコメントへの対応として、個々の金融機関の指標決定に関し、専門的判断が利用された場合、どの程度利用され、何を基準にしたかを開示するという原則9「指標決定の透明性」が新たに追加されています。また、付属文書として、この原則の適用に関する詳細な説明が添付されています。

【原則】

原則について、表2(右側)に概要を示しました。

【想定される影響】

- 本原則を参考とした各国での取組みが進展し、LIBOR、EURIBOR、TIBOR等各金融指標の健全性・信頼性の向上が期待されます。
- 金融指標の管理機関および提出者たる金融機関のガバナンス態勢の強化が必要とされ、それに伴い、金融機関側も管理機関に提出するデータの信頼性を確保するために、説明責任を果たすことができる態勢の整備が求められる可能性があります。

[最新制度動向サマリー\(2013年7月版\)](#) (pdf)

表2: 金融指標に係る原則

ガバナンス	<p>金融指標決定過程の健全性を確保し、利益相反の問題に対処することを目的としています。</p> <p>①管理機関の総体的責任 ②(外部委託先等の)第三者の監督 ③管理機関における利益相反 ④管理機関による統制フレームワーク ⑤管理機関内部の監督機能</p>
金融指標の質	<p>金融指標が経済実態を反映するよう設計することにより、指標決定過程の質と健全性を促進することを目的としています。</p> <p>⑥指標の設計 ⑦データの充分性 ⑧指標の基となるデータの優先順位 ⑨指標決定の透明性 ⑩定期的な見直し</p>
算出方法の質	<p>算出手法に含める最低限の情報を規定することで算出手法の質と健全性を促進することを目的としています。</p> <p>⑪算出手法の内容 ⑫算出手法に対する変更 ⑬指標の使用中止と移行 ⑭呈示者行動規範 ⑮データ収集の内部統制</p>
説明責任の仕組	<p>苦情への対応、文書の保存要件、監査について規定することを目的としています。</p> <p>⑯苦情処理の手続 ⑰監査 ⑱監査証跡の保存 ⑲規制当局との協力</p>

地域別経済情勢

1) ユーロ圏の経済状況の見直し

EYは2013年9月にユーロ圏の経済状況の見直しを公表しました。

[Eurozone September 2013 \(pdf\)](#)

ユーロ圏は過去30年間で最長の景気後退局面を脱しつつあり、2012年第2四半期のGDP成長率は0.3%となりました。財政緊縮策の緩和に加え、世界貿易の持ち直しが景気回復を牽引すると見込まれており、2013年通期のGDP成長率はマイナス0.5%と見込まれているものの、2014年は0.9%、2015年は1.5%に回復すると予想しています。

一方で、現時点での景気回復の足取りは重く、資金調達が依然として大きな問題となっており、また、ユーロ加盟国間で異なる資金調達環境と労働市場の動向から、ユーロ圏の経済格差が拡大していることから、政策当局が取り組むべき課題も山積しています。

2) アフリカ・トルコ・ロシア・カザフスタンの魅力度調査

EYは2013年度版のアフリカ・トルコ・ロシア・カザフスタンの魅力度調査を発行しました。

[The 2013 Africa attractiveness survey](#)

[The 2013 Turkey attractiveness survey](#)

[The 2013 Russia attractiveness survey](#)

[The 2013 Kazakhstan attractiveness survey](#)

ユーロ圏債務危機の影響が欧州に色濃く残る中、アフリカ諸国の経済は成長を続けており、世界で最も経済成長が速い国々のリストにアフリカ諸国もいくつか名を連ねています。2000年以来、アフリカ経済は3倍を超える規模に拡大していますが、アフリカ諸国が今後もこの経済成長を維持し、東南アジア諸国が過去に達成したような経済発展の道のりをたどるためには、海外からアフリカへの直接投資(FDI)が重要なカギを握ります。実際にアフリカで事業を行っている回答者とまだ行っていない回答者の間には大きな認識の違いがあ

り、アフリカで実際に事業を行っているビジネスリーダーの86%がアフリカで事業を行う魅力度は今後も向上しているのに対し、行っていないビジネスリーダーが魅力度の向上を確信している比率は47%に過ぎないという調査結果が出ています。同時にサーベイはアフリカで事業を行うことに対する抑制要因として、交通インフラの不足と賄賂の多さの二つを挙げています。

- ▶ トルコは中期的には経済成長率が毎年最低でも5%が見込まれており、世界の投資家を引き付けています。サーベイ回答者はトルコの魅力を、地理的ロケーション(44.2%)、7,460万人の人口を擁する国内市場の規模(37.8%)、安価な労働力(24%)としています。サーベイ回答者の80%超が、トルコが2015年までにより魅力的な投資対象国となると考えており、44%が今後10年以内に地域ビジネスおよびグローバルビジネスのハブになると考えています。
- ▶ ロシアは海外直接投資(FDI)の魅力度ランキングの第6位であり、独立国家共同体(CIS)のうちでトップとなっています。ロシアの魅力として、1)成長する消費者市場、2)可処分所得の増加、3)台頭する中産階級、4)安価でスキルの高い労働力、5)豊富な天然資源、が挙げられます。ロシアの競争優位性の源泉は拡大する消費者市場、堅固な通信インフラ、豊富な天然資源にある一方、マイナス要因としてロシアの腐敗、規制環境の不備、地方格差が挙げられています。回答者の大半は、ロシアの世界貿易機関(WTO)への参加、ベラルーシとカザフスタンとの共同経済圏(CES)の設立、2015年までのユーラシア経済連合(EEU)設立の合意がロシアの魅力度をさらに高めると考えています。
- ▶ カザフスタンは過去数年間安定した経済成長を見せており、現在カザフスタンで事業を展開する投資家の84%が、安定した経済が同国の魅力だと回答しています。カザフスタンは2015年には経済成長の最も著しい国のトップ3に数えられるとみられ、投資家からの関心も高まっています。投資家から見たカザフスタンの魅力として、安定した経済・政治・社会に加え、通信インフラの充実と低い法人税率が挙げられますが、一方で潜在的な投資家はいまだにカザフスタンのことを十分に分かっておらず、すでに同国で事業を行っている投資家とのギャップがあると考えられます。

地域別経済情勢

3) 英国経済の最新見通し

EY ITEM Club^{※1}は2013年10月に英国経済の最新見通しに関するレポートを発表しました。

[EY ITEM Club](#)

これによると活気付いた住宅市場によって、再び活性化した個人消費が、英国経済を押し上げてきたことは明らかであり、2013年のGDPの成長予想は1.4%で、2014年は2.4%と予想しています。

しかしながら、持続的な成長を達成するためには、高まる個人消費意欲だけでは十分とはいえず、企業投資と輸出という二つの原動力も回復する必要があります。幸いにも企業投資および輸出の将来の展望は明るく、よりバランスの取れた成長が見込まれています。

ここ数年にわたる厳しいビジネス環境や先行き不透明な経済環境により、企業は回復に向けて生産能力をより高める投資をすることに慎重でした。しかし、すぐにでもそのような投資および買収計画を実行に移されなければ、より強気で機動力のある競業他社に先を越されるでしょう。

個人消費意欲は既に回復しており、いくつかの調査結果によって、景況感もその後が続いて回復すると裏付けられています。我々は、企業がこうした景況感の回復に歩調を合わせて行動すると考えています。現時点では、輸出受注量の増加や投資意欲の上昇が見られるにとどまっていますが、企業投資の成長率は2015年にほぼ10%まで上昇することが予想されます。

今のところ順調といえますが、複雑に入り組んだ米国やユーロゾーンの財政政策を踏まえると、企業はさらなる経済環境の変動に注意しなければなりません。たとえ回復が順調であっても、すべてのセクターが同様に利益を享受できるわけではありません。住宅関連セクターは順調に推

移する模様ですが、一般小売業者は昨今の実際の家計収入の著しい落込みから回復に時間がかかると感じているでしょう。

EYのキャピタル・コンフィデンス調査結果に見られるように、英国企業は技術革新よりむしろ既存の取扱製品の拡大に注力しながら企業買収を実施しているものの、いまだに大規模な設備投資は差し控えています。競業他社と比較して幸先の良いスタートを切るためにも、そろそろ本気で取り組むときが近づいているのかもしれない。

※1: ITEM Clubは英国財務省と同じモデルを用いた経済予測を行う唯一の民間経済研究機関です。

4) 2013年オランダ魅力度調査

EYは「2013年オランダ魅力度調査」を発表しました。

[Netherlands Attractiveness Survey 2013](#)

2012年における対蘭外国直接投資案件数は161件と対前年度比でわずかな減少にとどまっており、欧州では第6位の案件数となっています。国別内訳では米国発の案件数が最大となっています(日本は第4位)。

その他、欧州各国の魅力度調査は以下からダウンロードできます。

<http://www.ey.com/GL/en/Issues/Business-environment/Ernst---Young-attractiveness-surveys---Publications-library>

国・地域別アップデート

1) ベルギー

フェアネス・タックス(FaTa)

2013年8月1日、さまざまな法律がベルギー官報に掲載されました。これらの中には、フェアネス・タックス(FaTa)を含む税金関連の法律公布がありました。

- ▶ FaTaは、特定の条件を満たす配当金部分に関して課税される税率5.15%の税金です。特定の条件とは、ベルギーの法人所得税率で効果的に課税されていないと計算される配当金原資が該当します。
- ▶ FaTaはすべての会社に適用されます。非居住者企業の恒久的施設も含まれます。ただしベルギー会社法における「小会社」は対象外です。
- ▶ FaTaは、2014課税年度(2013年12月31日までに終了する事業年度)から適用されます。
- ▶ 課税所得の計算上、みなし利子控除(“NID”^{※2})または繰越欠損金の控除(“TLCFs”^{※3})適用により課税所得が減額されている状況において、利益配当が実施されるとFaTaを考慮することになります。
- ▶ 他の税控除すなわち、資本参加免税、特許収入控除、キャピタルゲイン控除等で課税所得が減額されていたとしてもFaTaの適用はありません。
- ▶ ただしFaTaは課税計算上控除された金額を基礎に計算されるため、税控除の金額はFaTaの金額算定に影響します。

※2: 会社の“みなし資本コスト”を税務上仮想計算し、課税所得から控除できる仕組み。税務上の借入金と資本金を同様に扱うことで直接金融、直接投資の活性化を狙ったものと考えられます。

※3: ベルギーでは繰越欠損金の有効期間は無期限です。

FaTaは以下サイトで仮計算可能です。

<http://www.ey.com/BE/en/Services/Tax/Fairness-Tax---Calculate>

2) フランス

移転価格税制:文書化情報の年次提出義務

2013年11月5日、フランス国会は移転価格の文書化に関連した新たな措置を含む法案を可決しました。この法律は2013年9月末以降終了する事業年度より適用されます。

旧法下ではフランス会社単独あるいはその親会社または子会社の売上高が4億ユーロ以上である場合、移転価格の文書化が求められており、特に税務調査においては要求後30日以内に適切な移転価格に関する文書の提出が義務付けられていました。

新法は上記の基準を満たす会社に年次税務申告書の提出後6カ月以内に文書化の要約情報の提出を義務付けました。

この要約情報には次の項目の記載が必要になります。

1.グループに関する記述

- ▶ グループの事業内容および直近年度内での変更
- ▶ 主な無形資産の明細(特に、特許、商標、商号およびノウハウ)
- ▶ 移転価格グループ方針および直近年度内での変更

2.フランス会社に関する記述

- ▶ 事業内容および直近年度内での変更
- ▶ グループ間取引の合計金額が1億ユーロを超過する場合、関連当事者との取引の内訳と金額
- ▶ 独立企業間原則を満たすために採用した価格算定方法

この新しい規定は移転価格の詳細な文書化を代替するものではないため、この文書の提出をもって文書化そのものが免除されるというものではないという点には注意する必要があります。

新法に対応するためにも、原則に立ち返り、移転価格に関する文書化を事前に整備し、それに基づいて年次提出を実施し、また、見直し作業を継続的に行うというプロセスが定着することが求められます。

国別アップデート

3) ドイツ

OECD承認アプローチ(AOA)の国内法への導入

2013年6月29日に「行政協力ガイドラインの導入ならびにその他の法規定の改正に関する法律」が官報公布されました。これにより、クロスボーダーの本支店間における利得の帰属配分に関して、国際的に確立された基準であるOECD承認アプローチ(AOA)が国際取引課税法に導入され、2013課税年度から適用されています。これを受け、ドイツ連邦財務省は運用上の細則を定める連邦財務省法令の草案を2013年8月5日に公表しています。

保険税

2013年1月1日に施行された改正保険税法の下では、ドイツ国外に所在するグループ親会社がEU域外の第三国に所在する保険会社との間に締結した一括グループ保険を通じて、ドイツ子会社またはドイツ国内恒久的施設のリスク(賠償責任保険、製造物責任保険等)がカバーされている場合には、従来の対物保険のケースと同様、ドイツ国外に所在するグループ親会社に対して保険税の申告納付義務が課せられることとなります。

少数持分株主

2013年3月28日に官報公布された「少数持分における納税義務／還付可能性に関する法律」により、2013年3月1日以降、国外法人、国内法人への出資を問わず、出資持分比率が10%以下の場合、当該法人からの受取配当については全額課税対象となりました。また、2013年2月28日以前にEU/EEA加盟国に所在する適格ドイツ国外法人(少数持分株主)に支払われた配当については、ドイツ配当源泉税の還付を請求することが可能です。

連結納税制度(オーガンシャフト)

2013年2月25日に官報公布された「2012年企業税制改革法」により、連結子会社の要件が変更されるとともにオーガンシャフト成立要件が緩和されています。

4) ポーランド

免税措置を享受できる特別経済地域の延長

近年、ポーランドにおける最も魅力的な公的投資優遇措置の源は、特別経済地域(SEZ)で享受できる免税でした。しかしながら、2020年12月31日で廃止されるSEZで享受できる免税は、新規投資家にとって、公的投資優遇を利用できる期間が時の経過とともに短くなっていき、結果として享受できる免税金額が少なくなってしまうため、あまり有益なものではなくなっていました。

以上により、長期にわたる議論の末、ポーランド閣僚会議は、最終的に2026年の年末まで、ポーランドにおけるSEZの延長を決定しました。このことは、SEZ投資家に追加で6年の免税措置を与えることとなります。



国別アップデート

5) ロシア

資産税改正法案

資産税の課税基準を、現在のバランス・シート上の残存簿価から、不動産台帳上の資産価値に変更する旨の法案が下院第2審議で採択されました。今後、上院で審議されますが、2014年1月から施行される見込みです。

次の区分の不動産がこの改正法案の対象となります。

- ▶ 管理用ビル、ビジネスセンター、ショッピングモール
- ▶ 居住用でない建物、つまりオフィス、リテール、ケータリング、消費者向けサービスに使用されている商業用ビル
- ▶ 恒久的施設を持たない外国法人が保有している不動産

建物の20%以上がオフィスなど上記の用途に使用されている場合には商業用ビルとみなされます。

この法案が採択されると、商業ビルを保有している不動産会社にとり資産税の負担が大きく増加することが予想されます。

ロシア極東への投資に優遇税制が導入

2014年1月1日から税法が改正され、次の地域への一定の要件を満たした投資家には、法人税と鉱物採掘税の優遇税制が2029年1月1日まで適用可能となります。ただし、石油とガスの開発・生産などのアップ・ストリームへの投資は対象外です。

Buryatia, Sakha, Tyva, Transbaikali, Kamchatka, Primorye, Khabarovsk, Amur, Irkutsk, Magadan, Sakhalin, Jewish Autonomous province, Chukchi Autonomous District

日露査証簡素化協定の発効と実務

2013年10月30日付で日露査証協定が発効されました。大きなメリットとして次の点が想定されますが、運用面については実務を通して今後明らかにされる予定です。

- ▶ 駐在員事務所、支店・ロシア法人で勤務する方で「高度な専門性をもつ外国人(HQS)」以外の就労ビザの有効期間が、従来の1年から最長3年間に延長
- ▶ 出張者のビザについて内務省発行の招聘状が不要となり申請期間が大幅に短縮

HQS との雇用契約解消 - 移民局への新たな通知期限と罰則

(2013年9月5日付連邦移民局 Order N372)
2014年1月より、高度な専門性を持つ外国人(HQS) との雇用契約解消につき、雇用者は3営業日以内に移民局への通知が要請されます。従来、出国日の属する四半期末の翌月末までの通知が要請されていました。

コンプライアンス違反については80万ルーブルの罰金、または14~90日の業務停止が適用されます。駐在員の帰任時や、雇用者の変更に伴う既存の雇用契約の解消の際には十分に注意を要します。

EY サラリーサーベイ集計結果のご案内

EYでは毎年、ロシア人の賃金データと福利厚生の実態について調査を実施しています。

今年は外資系・ロシア大手企業200社を対象としております。一般産業におけるレポート、産業別・地域別のレポートや特定の職種におけるベンチマーク等にご関心がありましたら、お気軽にご連絡ください。

[Russia General Industry Compensation & Benefits Survey 2013/2014](#)

国別アップデート

6) オランダ

2014年度税制改正案

2013年9月17日、オランダ下院に2014年度税制改正案を含め4法案が提出されました。法人税率の変更は提案されていません。濫用防止および租税回避防止策に引き続き重点を置いています。また個人に対する課税強化が盛り込まれています。

以下、主に在蘭日系企業に関連すると思われる改正案の概要をまとめました。本改正案は下院・上院の審議および採択を経て法制化されるため、今後変更の可能性があります。

▶ 税利息 (tax interest) に関する改正

2014年1月1日より、税利息について、法人税は最低8%、その他税金は最低4%に引き上げ予定となっております。

▶ 適格研究開発に関する所得控除 (RDA)

適格研究開発に関する費用の特別控除率は、2014年度は約60%となる見込みですが、今後の状況により変更になる可能性があり、2013年末頃に最終的に確定されます。

▶ Crisis tax の継続

2013年度に時限措置として導入されたCrisis tax (年間所得15万ユーロ超の給与所得者について、超過額の16%を雇用主が追加的に納税する制度)は2014年度における継続が提案されています。

▶ 個人所得税関連

2014年から2016年までに段階的に個人所得税率、一般税額控除額、および勤労税額控除額の調整が行われる予定です。これに伴い、一定以上の所得額については段階的に税額控除の対象外となります。

また、累進課税制度における各税率の基準額について、従来はインフレーション率に応じて調整がなされてきましたが、2014年よりこの調整が廃止される予定です。

これらの提案により個人所得税額の負担増が予測されま

▶ 業務関連費用スキーム (Work-related Costs Scheme)

同スキームに関して大きな変更が行われるであろうという予想に反し、予算案では特に言及がありませんでした。



国別アップデート

7) 英国

2013年財政法案(Finance Bill 2013)施行

2013年3月20日にジョージ・オズボーン英国財政相が議会で発表した税制改正案が2013年7月18日に施行となりました。英国をG20の中で最も競争力のある税制を持つ国にすることは、現連立政権の継続的な焦点であり、予算演説においても、政府が引き続き国際的企業の誘致、英国への投資促進および雇用創出に最大限の取組みを行うことが打ち出され、財政法案においてもそれが反映されています。

2013年中に適用が開始する改正項目のうち、日系多国籍企業に影響する主な改正点は下記の通りです。

2013年4月1日より適用

- ▶ 法人税率が23%に引き下げられました。以後、2014年4月1日には21%、2015年4月1日には20%に引下げが予定されています。20%は日本のタックス・ヘイブン税制の適用対象税率です。英国子会社において十分な事業実体のある日系企業にとっては朗報ですが、非事業会社、またファイナンス・カンパニーや資産性所得のある子会社を英国に持つ日系企業にとっては、タックス・ヘイブン課税の対象となるリスクが高まります。
- ▶ 10%の法人税率が適用されるパテントボックス優遇税制が2013年4月1日以後に開始する事業年度から選択適用可能になります。経過措置として初年度60%から段階的に適用、その後毎年10%ずつ増えて2017年4月1日より100%の適用となります。
- ▶ 試験研究費の「Above the Line Credit 制度」が2013年4月1日以後に支出した費用に適用となります。この制度により欠損の発生した事業年度においては、その事業年度にすでに支払った税金の還付を受けることができる可能性があります。税額控除率は昨年発表された9.1%から10%に上げられました。

- ▶ 2013年4月から10月までの間で(企業により導入時期が異なる)給料源泉税の報告義務がより詳細に求められるReal Time Informationが導入されました。

2013年7月17日以降に導入した節税スキーム等については、包括的租税回避否認規定(General Anti-Abuse Rule)が適用されます。

こうした税率引下げや優遇策の拡充などの施策は、英国に進出する日系企業、特にハイテク産業、従業員数の多い企業、また英国に十分な事業実体のある企業にとって、税引後利益の増加をもたらすと考えられます。

一方、増税となる改正項目が日系企業の英国子会社に適用される可能性は、減税項目が適用される可能性よりも低く、増税の影響は銀行税の引上げにより影響を受ける銀行業の企業などに限定されると予想されます。従って、全体的には、日系企業にとって減税につながる改正と言えます。

ただし、日本のタックス・ヘイブン税制に関しては、その適用税率(現在20%以下)が改正されない限り、ほぼすべての企業において今後何らかの対応が必要となり、特に適用除外要件の充足状況の検討が重要になると考えられます。



国別アップデート／EY弁護士法人設立のご案内

8) EU

EUにおける関税制度の一部改定予定 (2014年1月1日)

2014年1月1日より、EUにおける一般特惠関税制度※4 (GSP) が改正される予定です。現在176カ国・地域がGSPの恩恵を受ける対象となっておりますが、新制度において、うち87カ国が除外されます。この除外対象に該当する国・地域からのEU域内への輸入については、特惠税率が適用されなくなります。

今回、対象外となる国・地域の一例は以下の通りです

サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン、ブルネイ、マカオ、アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ガボン、リビア、マレーシア、パラオ等

さらに、イラン、アゼルバイジャンについては2014年2月22日以降、GSP制度が凍結となる予定です。またインドについては引き続き特惠税率適用となりますが、一部の品目については対象外となる予定です(例:HSコード2710 鉱油)。

以上に該当する場合でも、品目によっては関税率0%のため影響を受けることはありませんが、該当国・地域からの輸入を行っている場合には、当該改定の影響の検証を行う等の留意が必要となります。

※4: 一般特惠関税制度 (GSP: Generalized System of Preferences): 開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。

EY弁護士法人(英文名称:EY Law Co.)の設立

このたび日本で、税務や会計の分野に関連する法務サービスを提供するため、2013年7月1日付でEY弁護士法人を設立いたしました。

日本本社の方からの法務相談の窓口としてお気軽にご相談ください。

欧州進出にあたっての進出形態のご相談や欧州各国企業との合併等、欧州各国法務の観点から必要となるサポートにつきましては、引き続き各国担当者にご相談ください。

EYでは日本・世界各国の両面から日系企業の活動を支援いたします。

連絡先: EY弁護士法人
〒100-6032東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング32階
マネージングパートナー 北村 豊
Tel: 03 3509 1661
E-mail: yutaka.kitamura@jp.ey.com
<http://www.eyjapan.jp/about-us/law/index.html>

Contacts

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせは、以下各国担当者までお願いいたします。

Country	Name	E-mail Telephone
Belgium	Kiyohiro Nakamura 中村 精潤	kiyohiro.nakamura@be.ey.com +32 2 774 6079
France	Hitoshi Endo 遠藤 仁	hitoshi.endo@fr.ey.com +33 1 46 93 62 18
Germany	Kenji Umeda 梅田 健二 (Dusseldorf)	kenji.umeda@de.ey.com +49 211 9352 13461
	Zonne Takahashi 高橋 存根 (Frankfurt)	zonne.takahashi@de.ey.com +49 6196 996 27437
Italy	Takahiro Kitte 切手 崇博	Takahiro.kitte@it.ey.com +39 02 8066 9230
Poland	Shinichi Masuda 増田 晋一	shinichi.masuda@pl.ey.com +48 22 557 7421
Russia	Yuko Fite 松本 ファイト 裕子	yuko.fite@ru.ey.com +7 495 755 9759
Netherlands	Hideki Tominaga 富永 英樹	hideki.tominaga@nl.ey.com +31 88 407 1723
United Kingdom	Hitoshi Matsuoka 松岡 寿史	hmatsuoka@uk.ey.com +44 20 795 18209
	Shinichi Hayashi 林 慎一 (金融)	SHayashi@uk.ey.com +44 20 795 17429

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

Ernst & Young Accountants LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC335594. Registered number with the Dutch Chamber of Commerce: 24432944. Ernst & Young Accountants LLP is a member of Ernst & Young Global Limited.

Ernst & Young Accountants LLP
Boompjes 258, 3011 XZ Rotterdam
The Netherlands

© 2013 Ernst & Young Accountants LLP.
Published in the Netherlands.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

本ニュースレターに関するご希望・ご意見等は以下までお願いいたします。

発行元

Japan Business Services, Ernst & Young
jbs@nl.ey.com